

土庄町農業委員会会議録

平成29年12月20日

出席委員

濱岡 重夫	佐竹 義光	中川 修作	中黒 哲也
森田 嗣洋	平林 紀芳	三村 康	佐伯 敏雄
森 和志	石井 正樹	濱中 紀仁	末長 顕悟
藤田 忠義	中野 博喜		

欠席委員

事務局

事務局長代理 三木 新治 主任主事 三浦 博樹

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、12月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として4議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

藤田委員、平林委員よろしく申し上げます。

議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書1～3ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第18番について、濱中委員からご説明をお願いします。

(濱中委員)

議案第1号第18番については、譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人は現在も沖ノ島に在住であり、菜花を主に栽培しております。譲受人は高松で会社勤めしておりますが、生前贈与ということで問題は無いかと思えます。

(議 長)

濱中委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第18番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第18番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第1号第19番について、三村委員からご説明をお願いします。

(三村委員)

議案第1号第19番については、貸人の妹婿が借人です。借人は所有農地はありませんが、自宅近くに母親所有の農地があり、10年以上農作業経験があるとのこと。その農作業経験に基づいて、問題ないかと思えます。ただ一点、今回は農地法による貸借権設定ということで、基盤強化促進法による貸借権設定の違いの説明を事務局に求めます。

(事務局 貸借権設定の違いについて説明)

(議長)

三村委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第19番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第19番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第1号第20番について、石井委員からご説明をお願いします。

(石井委員)

議案第1号第20番については、譲渡人の祖父母の代に耕作されていた土地で、譲受人の父母に相続された時から耕作が行われていなかったようです。その土地で別の方が耕作していましたが、4、5年前から高齢のため耕作できなくなり、譲受人が後を引き継ぎました。そして今回、長く管理を行って頂いていることから、売買ではなく贈与による所有権移転を行うに至ったとのこと。問題は無いと思います。

(議 長)

石井委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第20番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第20番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第1号第21番について、佐竹委員からご説明をお願いします。

(佐竹委員)

議案第1号第21番については、譲渡人の娘婿が譲受人です。申請地は、10年ほど前は荒れておりましたが、譲受人が管理を始め、オリーブを植栽しております。譲渡人は島外におり、管理も難しいために、今回の贈与に至ったとのこと。

(議 長)

佐竹委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第21番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第21番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第2号「農地の転用承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書4～10ページ、審査書を基に説明。

土庄町非農地証明事務処理要領3(2)の許可要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第2号第1番について、濱中委員からご説明をお願いします。

(濱中委員)

議案第2号第1番について、添付資料にあるとおりの場所が今回の申請地です。申請者が元々山林地目であったところを購入し、牛舎等を建築しておりましたが、その後、なんらかの要因で畑へと地目変更されており、結果的に無断転用となっているものです。前月の自己住宅建築に係る農地転用の際に必要となりました。特に問題ないかと思えます。

(事務局)

登記簿を確認したところ、地籍調査の際に変更されたようであります。おそらく、過去に放牧されていたこともあるとのことで、その時点で畑として判断されたのではないかと考えられます。

(議 長)

濱中委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第2号第2番について、中川委員からご説明をお願いします。

(中川委員)

議案第2号第2番について、申請地は本年4月に第5条申請のあった、太陽光発電施設の隣接地の駐車場への転用です。申請者は高齢で農地の管理も難しく、前述の太陽光発電施設管理者と賃貸借契約を結んでの利用とのこと。特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第2号第2番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第3号「農地の転用に伴う権利移動承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書11～18ページ、審査書を基に説明。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第3号第15番について、私からご説明いたします。

議案第3号第15番について、この件は無断転用案件であり、場所については添付資料のとおりです。神社の傍にある町道沿いの農地です。譲受人は会社経営しており、その会社が賃貸借契約により資材置場として利用しております。周囲は森に囲まれているなど、周辺の影響も特に問題はないかと思えます。

私からご説明いたしましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第3号第15番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第15番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第3号第16番について、石井委員からご説明をお願いします。

(石井委員)

議案第3号第16番について、この件は無断転用案件であり、申請地は昔から長く耕作放棄地となっておりました。そこを譲受人が10年ほど前から賃貸借契約を結んで資材置場として利用しておりました。譲渡人は小豆島へ帰る予定もなく、今回の所有権移転に至ったとのことです。特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

石井委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第3号第16番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第16番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書19、20ページ、審査書を基に説明。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第4号第28-39番について、藤田委員からご説明をお願

いします。

(藤田委員)

議案第4号第28-39番について、利用権の更新案件ではありますが、貸人の子が帰ってきて農業をする可能性があるとのことで、今回は1年間の設定です。

(議長)

藤田委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第4号第28-39番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第4号第28-39番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第4号第29-40番について、濱岡委員からご説明をお願いします。

(濱岡委員)

議案第4号第29-40番について、貸人は相続により当該地を所有しておりますが、耕作を行う予定はなく、借人が長く耕作を行っております。特に問題は無いかと思えます。

(議長)

濱岡委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第4号第29-40番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号第29-40番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第4号第30-41番について、平林委員からご説明をお願いします。

(平林委員)

議案第4号第30-41番について、申請地は、赤穂屋から皇踏山へ登って行ったところで、東西へ長く伸びる農地です。貸人は耕作を行っておりませんが、管理はされているとのこと
です。周りに住宅がありますので、薬剤散布時の周知に関してお聞きしましたが、農業普及
所の指導に基づく希釈量に従っているもので、特におこなってはいないとのこと
です。

(議 長)

平林委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第4号第30-41番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号第30-41番について、原案のとおりご承認いただきました。

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 太陽光発電施設の無断転用の進捗について

○ 来月の委員会について

開催日時 1月19日(金) 午後1時半～ 役場2階 会議室

(議長)

協議・報告事項は、以上です。

皆様から何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日は長い時間ありがとうございました。

閉会時刻 14時49分

議事録署名人 議長 濱岡 重夫

議事録署名人 藤田 忠義

議事録署名人 平林 紀芳